

水利、水防の発達

八田村水論事件 前述したように、明治十年（一八七七）代、弘岡井筋の伝統を守るため、大阪控訴裁判所にまで提訴した春野地方は、勝訴の後、明治二十年（一八八七）土功会を結成水利、水防の近代化を進めたが、土功会はその後明治二十七年（一八九四）さらに改組され、水利関係は弘岡井筋普通水利組合に、水防関係は仁淀川水害予防組合の二本建てとなる。さらに制度化が進められたものである。ところでその前年の明治二十六年（一八九三）七月二十一日には、ほとんど未曾有とも云える水論が、井下村々と八田村（伊野町）との間に爆發する。「西分村史」の著者は、利害の対立した八田村に多くの逮捕者が出たことに同情し、「八田農民を代表して自己の名譽を犠牲に供せし義侠の士」と逮捕者を評価する。村落対立を超えた水に対する農民の心情からであろう。近世編でも触れたように、八田村の灌漑用水車は、干天のため用水減となった時には、とくに水車用堰を撤去する定めであった。すでに明治九年（一八七七）にもこの問題で八田村と井下村々は対立したが「水車記録」、「西分村史」によれば、明治二十六年（一八九三）六、七月と干天のため用水不足となったので、下流より堰の撤去を求められたが、八田村ではこれに応じない。両者対立を深め、官憲の説得も成功しない。ついに八田村民は不法にも、

七月二十日村役場に会合し、はし堰に堰止めを断行すべきことを決議し、同夜十時頃該決議を実行し、翌朝迄之れを継続し、

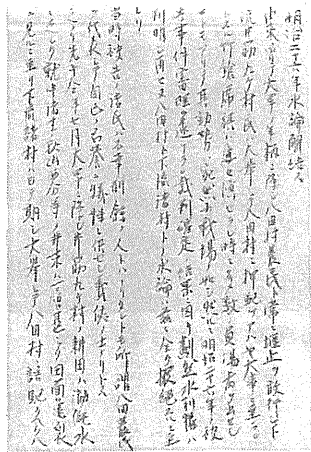
水車三十餘挺を運転せしめ、之れを各所有の田地に灌漑し、為めに弘岡上ノ村灌漑用の水車五拾挺の運転を止息せしめたるのみならず、同時間下流の水勢を減却せしめたるため、他各村の灌漑を妨害し、諸木、秋山兩村の如きは翌二十一日午後二時まで全く灌漑の便を失し、幾分の田面乾涸して亀裂を生ずるに至りたる事実にして、即ち水利妨害の所為あるものと認定す。

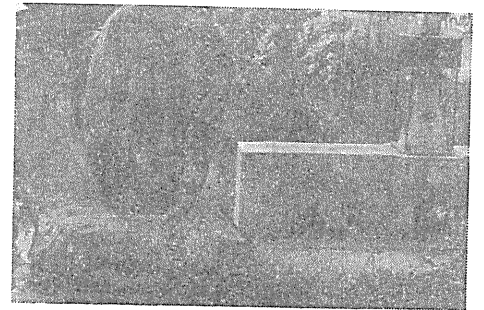
となる。伊野警察署長鷲崎頼之は、高知および伊野、佐川等の各警察署および分署の応援をえて、まず八田農民の堰止めによる下流の水利妨害の実状を検証の上、事実を楯に、「八田村宇切抜以西ハ農民充滿し殺氣紛々として不穩の状を呈す」る中で、直ちに検事局に令状を請求、八田村民を「水利妨害犯」として数十名を伊野警察署に拘引する」。八田村民の激昂はもちろんもつとも激しかったが、井下村々の村民は警察の処置を諒としたので、小衝突による二、三の負傷者を出す程度で日没頃解散となる。八田村民は水利妨害罪として十九名と、官吏抗拒―公務執行妨害罪で三名が、重禁錮一カ月等の判決を受ける。不幸な事件として記憶されるべきである。水利問題は水田農業にとって死活の問題である。いわゆる井下九カ村は、いわば被害者としてこの水論によって水利慣

「西分村史」  
（春野町役場蔵）

行を守ることができたが、同じ農民としてやはり後味の悪いことであつただろう。「西分村史」の著者は、逮捕処罰者を義侠の士とするともに、これによって「再び又八田村と下流諸村との水論は茲に全く根絶」したとしている。雨降って地固る結果となつたのであろうか。逮捕処罰者の一人石黒猛太郎はかつての民権運動家でもあつた。

「吾川郡伊野町八田支所所蔵文書」に、「弘岡井筋普通水利





弘岡上行当切抜改修記念碑

組合に関する契約」がある。「西分村史」の伝えるように、両者和解の上に成立したものであって、明治三十九年（一九〇六）十二月のことであった。相当難航したが、八田村と弘岡井筋水利組合とは協議によって、実は永い間の懸案であった弘岡上の行当に、防水施設―防水戸を水利組合より造る。これに対して八田村は外輪堤防の増築をすることになる。また洪水時の八田堰の取水口大井流の閉鎖基準を定めるとともに、緊急の場合その閉鎖を八田村が代行するというのであった。これによって、洪水の際濁流の仁淀川本流から行当切抜に氾濫することが避けられ、弘岡上の人びとは安心することができ。後明治四十五年（一九一二）にも、行当切抜防水工事に門を施工する等、前年の洪水による行当門扉破壊の反省から補強される。両者とも県が監督指導に当たっているが、いずれも明治二十六年（一八九三）水論の反省が両者にあり、妥協策がとられたからである。水利のように限られた資源の利用は、慣行の尊重が最優先をするものであるが、相互の間に良識による妥協―歩み寄りも必要と思われる。

水防 「西分村史」によれば、明治十九年（一八八六）の仁淀川洪水堤防欠潰後も、左表のような堤防欠潰の大洪水があった。

日付	欠潰箇所
明治二三・九・一一	森山村新川大師堂上み長さ百一間、弘岡上ノ村長右衛門堤長さ二十間、

同 二六・一〇・一四	弘岡上ノ村羽根長さ三十間
------------	--------------

右のうち前者については、「細川義昌日記」に、きわめて精彩に富んだ記録がある。当日大風雨、夕方五時頃風雨は衰えたが、上みが切れたと叫ぶ者がある。半信半疑で後ろの新川を見ると、「材木并びに架橋の其の俣流れ行くあり。稲束、藁の連続して川中一面に流るゝを見」て上み切れを知り、直ちに自宅の洪水に対する処置をし、ついで分家細川正文方へ手依いに行く。「納屋の取り納めを為し、桶を置き其の上に階段を置き之に藁を積み、其の他初めの如きは家の表敷敷に入る。まさか明治十九年（一八八六）の洪水よりも、ひどい事はなからうとの予想を破って、夜の九時―十時と増水、ついに「正文方の坐上に登るの勢いあるを以て、畳、敷板迄もはぎ坐上へ棚を造り、或は鴨居へ釣り上げ」る。大変なことであった。義昌の弟義徳は船で義昌らを迎えに来る。水はやっと夜中の一時頃より引き始める。翌日の日記には

下秋山にても稲を積み、くろの儘流しせしもの多分あり、第一伊勢吉は二分、寿吉は岡の瀬にて七人役、拾吾、六郎三郎二分、斧次一反余、徳太郎七人役、乙松四人役分、下勇次半反、馬吾等其の他芳作、熊は積みくろおひ取られ三十把、富太郎も同断一抱余也。其の他にも流し又取られし者もありし由、昨夜朝迄火なしにて、船を乗り廻りてひろい。且つ取りし者ありと言ふ。右に付き漂流の稲夫々村役場員、地主の面々と巡回見分す。

大騒動であったことがわかる。

「西分村史」によれば、以後左表のように仁淀川堤防の修繕、強化の工事が行なわれる。

順序	年次	工事の要点
第一期	明治二四―二六年度	堤防敷一間、馬踏三尺拡張と三尺嵩上げ、

“二”	“二八一三〇”	堤防敷二間、馬踏一間拡張、五尺嵩上げ、
“三”	“三五一三七”	堤防敷拡張と嵩上げ、
“四”	大正 元―三”	臨時工事、堤防復付け―肥満と嵩上げ二―三尺、

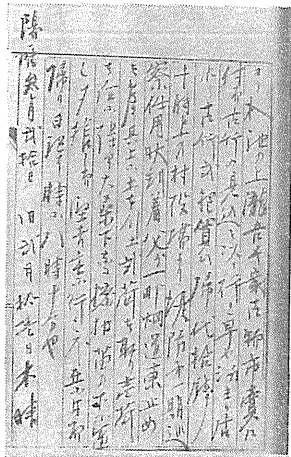
以上の堤防改修が、戦後の画期的な拡大強化の前堤となるものであった。もちろん地元への負担には耐えられないので、郡費、県費の補助もあったと思われるが、水害を防ぐ地元の熱意がもとより条件である。「吉良家文書」に、明治二十四年（一八九二）二月十六日付の、橋本彦弼が吉良順吉に宛てた書状があり、「中ノ宮堤防上にて」として署名する。中ノ宮は弘岡上ノ村である。前表第一期改修工事関係であろう。文面は「堤防繩型」、「旧型変更願書」等につづけて「書類去る十三日朝整頓致し、直ちに郡役所へ送達し、同日辻郡書記県庁へ出向、幸に同氏へ至急処分方委頼致し置き候に付き」と述べ、なお「明日は正午より小屋許（現場）に於て委員会」を開く予定である。県庁方面万事よろしく頼むというのである。右の辻郡書記とは辻友愿であって、嘉永二年（一八九九）大洪水の庄屋代役辻金馬友政の子である。

「門田益穂日記」によれば、門田益穂は、明治三十五年（一九〇二）開始の第三期改修工事に巡察係として勤務する。当時数え年二十六歳、現役兵の勤務を、前々年の明治三十三年（一九〇〇）十一月三十日に終えた気鋭の壮年、責任感と郷土愛に燃えていた。すでにその強い決意は近世編で前述したが、同日記には堤防工事の詳細が正確に伝えられている。山土を崩して堤防に運び、これを均した上で分銅で築き固める作業が、早朝六時から夕方五時まで続けられる。作業能率増進の為特賞を出すなど気を配りながら、自身は常に午前五時には現場に着、万端を終えて帰るのは午後六時である。作業能率といえ、明治三十五年（一九〇二）七月十日に、「山夫と

ト。運び人夫と口論ありしも、大したる事と成らずして止む」と気を遣う。なおトロッコの使用は此の時点で注意してよいことである。また翌明治三十六年（一九〇三）十二月二十二日の日記には、「畦畔買収の件」として工事に伴う用地買収に頭を悩ます。同月二十七日には「上工場出土なく、土場の争論」が起り、工事は中断する。声を励まして「受負者は山崩壊の権利あるを以て、断行すべきを申し渡せり、彼等其の方針を取り進行する様為す事を約せしむ」と督励する。その他堤防拡張による立ち退き問題にも多くの難渋をするが、公共の先行する時代でもあったので、諸困難を克服して連続長堤の近代化は大成し、明治二十六年（一八九三）洪水を最後に、堤防欠潰の歴史は終った感がある。改めて黙々として低賃金と長時間労働に耐えた人びとや、これを督励して成功させた、地主に代って台頭した自作農層出身の先輩に対して敬意を表すべきではなからうか。

ところで堤防は、前述霞堤をのぞけばほとんど河の両岸に連続する。したがって洪水は堤防に挟まれて奔騰乱舞、ついに弱所を破って氾濫する。両岸は競ってまた堤防を強化する。弘岡側で堤防を強化した上記の歴史は、高岡側にも同様であった。ことに明治三十二年（一八九九）の高石村（土佐市）中心に起った堤防欠潰は、同地に惨禍を齎し、以後復旧を兼ねて堤防の増強が行なわれ、これが弘岡側を刺激し、両者の間に激しい対立を生じる。その焦点となったのが、すでに明治三十一年（一八九八）九月十五日付、吾川郡仁淀川水害予防組合長弘岡上ノ村村長小田玉城が、高知県知事谷河尚忠に宛てた、「水越嵩上げ取除の儀請願」「西分村史」にある、「高石村仁淀川沿岸に施工したる堤防の東端長さ百十一間の間高さ一丈三尺の嵩上げ」問題なのである。

明治後期の春野



「門田益穂日記」  
（門田瑞穂氏蔵）

問題の場所は、現土佐市用石の東端宮崎の仁淀川沿いで、支流波介川とただ一条の堤防を隔てる。この部分が水越しと古来指定されたので、洪水のたび水は名の如くここを越して波介川に氾濫し、はるかにその上流まで逆流する。この嵩上げは波介川流域住民の願いである。しかしながら弘岡側にとっては、その嵩上げは遊水地帯を減少させ、洪水のたび危険箇所となる新川大師堂付近を脅かす。両者の対立は深刻であった。請願書には同地が本来水越しであり、「普通堤防とは全く其の構造を異にする」ものであって、ここに堤防を築くことよって、「当組合（吾川郡水害予防組合）に被る損害の影響決して少なからず、而かも当組合の利益、生命、財産を之が為め犠牲に供すべき必要は万々これなし」と絶叫する。この結果もし洪水氾濫となれば、「風に怒るの波濤は能く天をも捲き、寒に憤る冷水は能く鉄をも断つべし、此の時如何にして公安を維持せらるゝや、予じめ大いに高慮を煩さざるを得ざる所」と実力行使も辞せないとする。大同団結に上京、退去を命ぜられた往年の壮士の意気なお衰えずの概がある。ことそれほどに水防には人びとは真険であった。迂余曲折の上妥協して問題は解決を見たが、ここにも伝えるべき貴重な歴史がある。

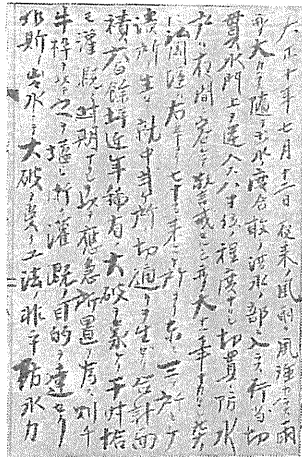
## 水防、水利、耕地整理の前進

水防 明治末期より大正期にかけて台頭した篤農家的村落指導者に、弘岡中ノ村の門田益穂があった。几張面な益穂は多くの史料を残した。すでに前述引用したところであるが、ここではまず大正元年（一九一〇）着手、同四年（一九一五）完成の行当―森山間仁淀川東岸堤防に関する記録を見ることにしよう。この事業によって仁淀川洪水の氾濫はほとんど防がれ、さらに戦後の拡張強化の前提となったものである。「西分村史」によって紹介したが、前述明治末期、仁淀川西岸堤防強化のための高石村宮崎（土佐市）水越堤防化の問題のうえに、さらに県の進めた八田村（伊野町）以南、仁淀川河身正常化への施設の問題も加わり、仁淀川東岸堤防強化工事進行中も、当時の村落指導者を大いに苦慮させたものである。河を挟んでの兩岸の利害の対立調停と、工事費の補助との両刀を使って、県はこうした問題によく指導力を発揮するようになるが、一面これは河川等に科学的研究が進められ、すぐれた技術を身に付けた県庁職員の出現も関係する。

まず、大正四年（一九一五）四月二十四日付、門田益穂の「工事報告書」「門田家文書」を見よう。抄出したものである。

当堤防改修は大正元年十一月を以て起工し、大正四年四月を以て終了せり。其の主要材料は土及び石材にして、土は付近の畑及び山より請負いを以て採取し、其の量九千七百十八坪五勺、此の価格一万四千六十二円九十二銭一厘、石材は荒倉山より請負いを以て供給を受く。其の量式十八万六千二百四十五貫、此の価格七百三十二円九十七銭貳厘、石灰式千七百七十俵、此の価格四百四十三円貳十銭、砂利式十式坪、此の価格七十二円六拾銭、嶽土四十四坪、此の価格百四十五円二十銭、敷地四百五十三坪三合四勺、此の価格七百三十三円六十八銭八厘、工夫二万一千九百十三人、此の価格八千二百四十八円七十七銭三厘、其の他材料及び雜費四千五百十九円六十八銭一厘、合計工費二万八千九百五十八円九十五銭五厘、開工日數四百六十三日。

と工事の概要を説明するとともに、「限りなき天災に対しては容易の断言を用ゆる能わずと雖ども、既往の大洪水面より五尺以上の高さ、之れに伴なう施設を為したるを以て、蓋し本堤防修築の目的を期待し得べきもの」とする。責任を果した関係者の心中を察することができる。明治二十七年（一八九四）成立の水防組合は、時代の進運に即して明治四十二年（一九〇九）その規則を改正したが、その改正の成果を象徴するものである。なお



「門田益穂日記」(門田瑞穂氏蔵)

「門田益穂日記」によれば、大正六年（一九一七）度から同九年（一九二〇）度にかけて部分的強化が進められ、同十年（一九二一）三月九日、「堤防事務所に於いて終了報告祭典施行」となる。同月二十日益穂は改めて水利組合の常設委員に選挙される「同日記」。

しかしながらこうした成果にけっして満足していないのは、つぎに示す「高吾両郡水害組合堤防保護に関する略歴」「門田

家文書」である。高石村（土佐市）水越嵩上げ堤防化の由来を纏々説明した後、ついにここ水越に「式間以上の嵩上げをなし、一滴の漏水せしめざる」にいたったことは、「高石村用石の小部分の利益にして、結果は唯に東岸たる吾川堤防を圧迫するのみならず、高岡郡の上位堤防を害する事となり終れり矣」と抗議する。さらに続けていう。水越堤防化は、現実に吾川郡森山村堤防外の畑地の崩壊流失となって現われる。すなわち

従来吾川郡森山村字新川沖の渡舟場付近より、水心は南方に變じ対岸堤防の脚部を通過し在りて、増水の場合は水越を越え自由には排水しつゝ在りしもの、水越百五十間間の水路を断ちし結果、水庄は反対に東岸畑地を圧迫し流失せるものにして、水心の東進するに随い、水路は變じて土砂を巻き川原を造るものと推定せらる。

というのである。しかも事は水越堤防化としてすでに終っている。将来についての県当局への要望は、仁淀河身改良工事への慎重な配慮を求めるものであって、「森山方面の適當の地点に制水設備をなし、ソルワカ（土佐市芝にて水身変更せしものを、更に南方に變ぜしめ、現在の国土流失の大損害を防ぎ、延いて吾郡組合堤防に及ぼす大危害を防止するは、目下仁淀川制水上最大の急務」と叫んでいる。改めてこうした先覚者によって、われらの郷土が水害から守られてきたことに感謝すべきではなからうか。

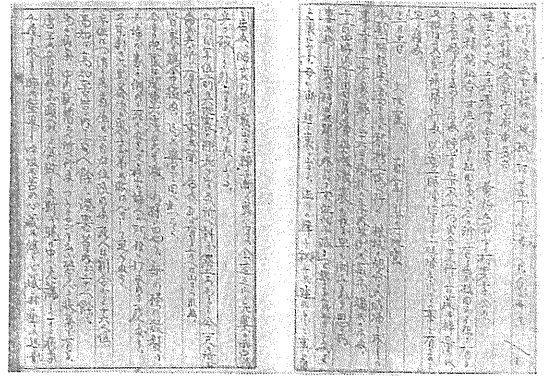
## 昭和後期の春野

## 水防、水利

水防 戦争中の国土の荒廃は、とくに仁淀川、新川川の水防、水利関係に顕著であった。戦後はこれにさらに多くの災害が加わり、その荒廃を激化させる。なかでも終戦の翌昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日午前四時十五分二十五秒の南海地震は甚大な打撃を与える。「門田瑞穂日記」に、

十二月廿一日 大地震 百年来の大地震

今朝一時起床、妻とともに精糖工場へ行く。機械の都合で六時頃となるとの事である。一先ず家へ帰って二十六日の婚礼の



「門田瑞穂日記」(門田瑞穂氏蔵)

案内状を書いた。縄をのうた。午前四時過と思われる頃突然激震、家が早も倒れるかと思つた。妻を起して裏の硝子戸を開きて外に出す、佐代子泣きつゝ起きるのをかきうだきて裏に出す。母も漸く起きて裏より出る。佐川の輝子昭子を連れ来りて奥に寝て居た。昭子を引き抱えて裏へ出る。輝子漸く裏へ出る。全道之れより先奥の雨戸を突き破して外へ出る。今より百年位前の大地震の際、表より出た所へ軒が墜ちかゝつて、今一尺の所で命を失しなう所で有つたと言ふ事を聞いて居た。瓦のある方へは出られぬ。皆裏の雞舎へ寝た。馬を追い出して田へつなぐ。今日の地震は関東大震災より激しい様に思う。新川横川散髪夫婦の家が倒れて死んだと、又森山の婦人が門柱に打たれて死んだと、又南部の大黒泰次の息子が弟を救わんとして死んだと。

怖しい地震の光景がまざまざと示される。この地震によって、春野地方に死者四人、負傷者五人、倒壊家屋四十四軒のほか、仁淀川の堤防には多くの危険箇所が生まれうえ、仁ノ、甲殿の海岸では約一メートルの地盤沈下が六十町歩の面積で起こる。仁ノでは今もお完全に復旧してはいない。

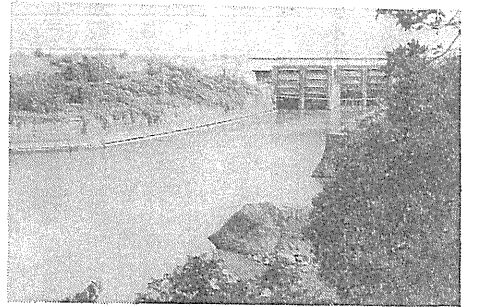
「高知新聞」昭和二十二年(一九四七)一月五日には、伊野町民が大会を開いて、仁淀川護岸工事即時実施を要望している。もちろん下流の吾南地方住民も、堤防の危険に対する思いは同じである。二月には伊野町の動きに同調合流して、仁淀川治水対策連合会が結成され、猛烈な勢いで関係上司に運動することになる。高知県もとより事態を看過したのではなく、荒廃水田千六百町歩の復旧のため、排水ポンプを設置することになる。この

うちに甲殿二十町歩もはいつている。なお翌三月十四日には、吾南八カ町村長は、県土木部長に仁淀川左岸堤防の早期修理を陳情する「高知新聞」。

かくて翌昭和二十三年(一九四八)九月、待望久しき仁淀川の国家管理河川編入は達成される。関係町村は伊野町長を会長とする連絡委員会を結成、その要望をまとめて政府に上進する。またこれを期に仁淀川改修期成同盟会の結成も進められる。仁淀川のごとき巨大な河川の制馭は、一地方とくに周辺村落の力に叶うものではない。国家が国土保全、民生安定の立場から積極的にその力を作用させるべきであろう。「高知新聞」翌昭和二十四年(一九四九)二月十日には、仁西村が、対岸高岡郡新居村の仁淀川堤防構築が、仁西村側の水を激化するに抗議しているが、これは明治―大正期と、より上流の右岸高岡町、高石村(土佐市)と左岸弘岡、森山方面との間における堤防構築を廻つての大問題に連なるものであった。すでに前述したが、仁淀川が国家管理となれば、工費支出のほか、そうした対立に関しても大局的見地より公平な処置がとられるはずである。この年十月建設省治水課長は仁淀川を視察する。

さて多くの不安を与えながらも、明治後期―大正期へと努力を重ねたことによって、行当―森山間の連続長堤は、仁淀川洪水をほとんど昔語りとしたのに対し、戦後なお直接に洪水の被害に苦しまねばならなかったのは、仁西村であった。とくに特殊な「晴天の洪水」は、他の村々では想像もできないことである。台風之余波等の暴浪によって、仁淀川口が閉塞される。空には太陽が燦々と輝く時ここでは田畑の浸水である。まるでエジプトのナイルの氾濫のようである。仁西村では昭和二十六年(一九五二)十一月、西畑すずれの堤防の延長工事を起工するとともに、いわゆる導流堤を建設し、晴天の洪水を克服したのはようやく昭和三十年(一九五五)のことのようであった。なお同村では、昭和二十九年(一九五四)震災による地盤沈下四十町歩の復興のため、ポンプ二台





甲 殿 港 口

を一千八百万円で設置排水に当たるとともに、地盤の嵩上げを行なう。この間八年に及ぶ村長田村勢郎（一八九七）、前田清両氏の苦心は記憶されるべきであろう。資金を県費補助、起債に仰ぐための、いわゆる「廊下トンビ」―陳情の嘆きはここから生まれたものである。なお事情の似た秋山村甲殿にも同じ悩みがあった。震災復興と新川川の滞水処理の問題である。「高知新聞」昭和二十八年（一九五三）四月には、秋山村甲殿に港湾事務所の記事があり、また同年五月には、吾南開発協力が同所で開かれた記事がある。新川川の滞水一掃のため、近世より問題となり、近代以後も関係村々を苦しめた、甲殿港口の合理的な改修が進められたものである。同地菜切の海岸堤の本格工事は実に昭和四十年（一九六五）九月開始であった。

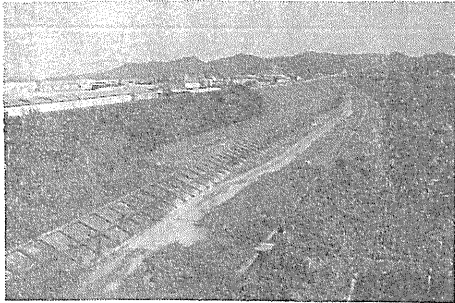
お役所仕事はたしかに有難いものではあるが、反面遅々として時間のかかることも多い。つねに地域住民の熱意によってこれを促進しなければならない。昭和二十三年（一九四八）仁淀川は直轄河川に編入されたが、改修喫緊の仁淀川堤防の工事が開始されたのは、実にその翌々昭和二十五年（一九五〇）九月伊野町羽根の工事であった。「高知新聞」。国の仕事ともなれば、調査研究にも万全を期して時間を要する点もあるだろう。したがって地元はこれに対して、翌昭和二十六年（一九五二）十二月、ついに仁淀川改修期成同盟会を正式発足させ、高岡町（土佐市）公会堂の発会式では、建設省への工事促進陳情を決定する。高東地方が中心となっているようであるが、また吾南、高東に共通の利害に関するコンセンサス成立と理解されるであろう。

すでに度重なる台風被害の危険箇所となった新川北方仁淀川堤防に、県費支出で仁淀川堤防嵩上げ工事が、工費予算七百万円で大成建設により施工開始となったのは、昭和二十六年（一九五二）十二月であったが、いよいよ本格的に吾南に堤防工事が進められるのは、翌昭和二十七年（一九五三）からであって、「高知新聞」の伝えるところでは、仁淀川改修工事は二区となり、その施工の実施は右岸を高岡工事出張所が、左岸（春野地区）を弘岡工事出張所が当る。弘岡出張所は弘岡上ノ村小学校付近に事務所を置き、伊野町以南の堤防工事はいよいよ建設省の監督下に、工費三分の二は本省負担、あとを県と地元切半負担で進められる。

当初昭和二十三年（一九四八）直轄河川となったとき、十二億円の巨費を投入する継続事業として進められたが、その間工事の進捗には迂余曲折は免がれず、また巨額となれば地元負担も容易ではない。ここでさらに蜀を望むのは自然である。昭和三十九年（一九六四）以来一級河川への激しい運動は続けられ、ついにその目的は達

せられて、昭和四十一年（一九六六）一月内定する。内定とは決定も同様である。今も仁淀川堤上に「一級河川仁淀川」の標示を見るが、これは一つには国家―政府の力を誇示するものであるが、また粘り強い住民の運動の勝利―凱旋門でもある。実に国費負担は工費の四分の三となった。

かくて経済成長のなかで計画は拡大強化され、昭和三十九年（一九六四）度までに七億九千万円を投入したのを、さらに同四十年（一九六五）より五カ年間に、十一億円投入となる。従来の堤防とは比較にもならぬ巨大な堤防は、ついに行当―森山間ばかりでなく、実に伊野町より仁西地区西畑南端にまで連なる。海岸のいわゆる黒潮ライン兼用の防潮堤も完成した今日、今や川と海との猛威にも完全に安全といえそうである。これに弘岡上の行当より



仁淀川堤防（仁淀川大橋より南方）

南に外堤―霞堤が加えられ、最大の弱点の一つとされた弘岡上楠神社付近を護ることになった。吉良堤の近代的発展である。

しかしながら、これをもってわが郷土の水防は万全とはいえないであろう。由来外水―仁淀川洪水に対して、人びとは内水―新川川の洪水、滞水も怖れている。<sup>5</sup>新川川は交通路としての使命を今や完全に失ったが、排水路としての使命は、吾南開発の発展とともにいよいよ重大となる。しかるに新川川の改良については、「高知新聞」の伝えるところでは、昭和二十七年（一九五二）一月、三カ年計画予算三千万円着工とあるほかに見当らない。これは甲殿付近出口に関係したものであろう。全流域にわたる抜本的改修は、いよいよ現時点の政治の日程に上ったのである。合併以来つねに重点目標の一つでもあった。誰かの手によらねばならないこの大事業は、おそらく野中兼山に続く偉大なものとなるであろうと思われる。なお前記巨大な連続堤防の完成は、もちろん喜ぶべきことであるが、これがかえって洪水に対する関心を弱め、近代的施設に完全に頼ることの危険について一言しよう。多くの学者、技術家の指摘もこの点にある。いかなる堤防もけっして万全ではないという。つねにわれわれは先輩が身命を賭して守ったように、堤防を守る心構えを失ってはならないであろう。